

平成 28 年度 第 5 回中区協議会

# 会議資料

平成 28 年 8 月 24 日開催

中区協議会

第11号様式

諮問事項に対する答申書（案）

中区協議会

件名	市営住宅（松城団地ほか4団地）の廃止について
諮問内容	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○松城団地、富塚CB団地、富塚向平団地、鹿谷亀山団地、鹿谷真向坂団地の5団地について、廃止、解体する。</li> <li>○現在の入居者は、今年度中に他の市営住宅などへの移転を完了。</li> </ul> <p>&lt;解体時期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○松城団地、富塚CB団地、富塚向平団地・・・平成28年7月以降順次</li> <li>○鹿谷亀山団地、鹿谷真向坂団地・・・平成29年度以降順次</li> </ul>
答申	<p>諮問内容について審議した結果、適切であると認めます。</p> <p>なお、解体後の跡地の利用については、地域住民の理解を得られるように十分な説明をし、周知を図るよう要望します。</p>
備考	




## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	□諮問事項      ■協議事項      □報告事項				
件 名	区制度の検討状況について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 浜松市では、市議会での議論を経て、「区制度検討に係る工程表」を平成28年3月に策定した。</li> <li>➢ 平成28年6月までは、12市町村合併から政令指定都市移行を経て現在に至る、「これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括」について議論を進めてきた。</li> <li>➢ 現在は、検証・総括を踏まえ、将来における地域課題の解決など住民自治や行政サービスのあり方について、協議・検討を行っている。</li> </ul>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「区制度検討に係る工程表」について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 協議・検討スケジュールの説明</li> </ul> </li> <li>2 「これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括」について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 取りまとめた資料の一部を区政だよりに掲載し、8/5に全戸配布した。</li> <li>➢ 総括・検証資料は、市公式ホームページのほか、区役所・協働センター・図書館などで閲覧することができる。</li> </ul> </li> </ol>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	企画課	担当者	川西	電話	457-2241

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 区制度検討に係る工程表

項目	内容	平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
Step1 住民自治、行政サービスのあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 様々な角度から市の現状を客観的に判断できる資料を作成し、これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括。</li> <li>▶ 検証・総括を踏まえ、今後の住民自治(地域課題の解決方法など)、行政サービスのあり方を協議検討。</li> </ul>	 これまでの検証・総括	 今後のサービス等のあり方を協議検討の上、提示														
Step2 行政区再編の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ Step1 を踏まえ、人口減少下における持続可能な行政区、行政サービス提供体制(案)作成。</li> <li>▶ 案を市民の皆様様に説明、意見聴取した後、最終案を作成。</li> <li>▶ 【決定】行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制。</li> </ul>			 新たな行政区、行政サービス提供体制(案)作成・提示			 案に対する意見聴取			 最終案作成・提示			 行政区再編の決定				
Step3 新体制への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 必要があれば条例改正。</li> <li>▶ 平成 32 年 1 月 1 日、新体制に移行。</li> </ul>											 行政区画等審議会	 区設置等条例改正 関係機関との調整	 新体制の周知			 新体制に移行

# 区制度検討に係る工程表【詳細】

## Step1

### 住民自治、行政サービスのあり方

#### 【内容】

- 12市町村合併から政令指定都市移行に至る経緯、政令指定都市移行後の変化、本市を取り巻く状況など、様々な角度から本市を客観的に判断できる資料を作成し、これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括を行う。
- 検証・総括を踏まえ、今後の住民自治(地域課題の解決方法など)、行政サービスのあり方を協議検討し、「あり方」を示す。
- 必要に応じ、区役所や協働センターなどの行政サービスに関し、現状における課題や困りごとなどの意識調査等の実施を検討する。

#### 【スケジュール】

H28	3月	区制度等の検証・総括
	4月	↓
	5月	↓
	6月	↓ / 議会報告①
	7月	今後のサービス等検討 / 区政だより①
	8月	↓
	9月	↓
	10月	↓ / 議会報告②
	11月	↓
	12月	「今後の住民自治、行政サービスのあり方」提示 / 区政だより②

- 議会報告①：これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括
- 区政だより①：検証結果報告、FAX・Eメールによる意見募集など
- 議会報告②：今後の住民自治、行政サービスのあり方
- 区政だより②：今後の住民自治、行政サービスのあり方の報告、FAX・Eメールによる意見募集など

## Step2

### 行政区再編の決定

#### 【内容】

- Step1「住民自治、行政サービスのあり方」における結果などを踏まえ、人口減少下における持続可能な行政区(必要があれば区割り案及び新たな区の名称案を示す)、行政サービス提供体制(案)を作成する。
- 案については、パブリックコメントを実施するとともに、区協議会に諮問する。
- また、これらに加え、地区自治会、市民活動団体などを対象に上記案を説明し、意見聴取を行う。

#### 【ヒアリング対象】

地区自治会(50(13+6+8+7+6+5+5))、市民活動団体など

#### 【説明者】

市民部長、市民協働・地域政策課長、企画調整部長、企画課長、総務部長、人事課長が分担して実施

- パブリックコメント意見などを反映させ、新たな行政区、行政サービス提供体制を公表する。 ⇒ 行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制の決定

#### 【スケジュール】

H29	1月	新たな行政区、行政サービス提供体制(案)作成		
	2月		↓	
	3月		↓	／ 議会報告③
	4月		↓	
	5月		↓	
	6月		↓	／ 議会報告④
	7月		↓	
	8月		↓	
	9月	新たな行政区、行政サービス提供体制(案)提示		／ 議会報告⑤
	10月	意見聴取	／ 区政だより③	
	11月	↓		
	12月	↓		
H30	1月	↓		
	2月	↓		
	3月	↓		
	4月	↓	／ パブリックコメント	／ 区協議会諮問
	5月	↓	↓	↓
	6月	↓	↓	↓
	7月	意見等取りまとめ及び最終案作成		
	8月		↓	
	9月		↓	
	10月		↓	
	11月		↓	／ 議会報告⑥
	12月		↓	

H31	1月		↓
	2月	議会報告⑦ →	【決定】行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制
	3月	区政だより④	

- 議会報告③：新たな行政区、行政サービス提供体制(案)説明(第1回)
- 議会報告④：新たな行政区、行政サービス提供体制(案)説明(第2回)
- 議会報告⑤：新たな行政区、行政サービス提供体制(案)説明(第3回)
- 区政だより③：案公表、パブリックコメント・ヒアリングの告知
- 議会報告⑥：パブリックコメントなどの結果説明、最終案説明(第1回)
- 議会報告⑦：最終案説明(第2回)
- 区政だより④：パブリックコメントなどの結果、行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制公表

## Step3

### 新体制への移行

#### 【内容】

- 行政区再編の必要があれば、「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例」改正の準備を進める。
- 平成 32 年 1 月 1 日、新体制に移行。

#### 【スケジュール】

H31	2月	[諮問]浜松市行政区画等審議会
	3月	[答申]浜松市行政区画等審議会
	4月	関係機関との調整
	5月	↓
	6月	区設置等に関する条例改正
	7月	新体制の周知
	8月	↓
	9月	↓
	10月	↓
	11月	↓
	12月	↓
H32	1月	新体制に移行



# 区制度について考える

～ 今後の住民自治、行政サービスのあり方についてみんなで考えよう～



編集・発行：浜松市企画調整部企画課  
所在地：〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館5階 TEL.053-457-2241  
E-mail : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市

区政だより



## 《「区政だより」について》

浜松市では、市議会での議論を経て、「区制度検討に係る工程表」を平成28年3月に策定しました。

「区政だより」は、工程表に基づく検討状況をお知らせし、今後の住民自治、行政サービスのあり方などについて、広く市民の皆様にご意見を伺ってまいります。

※ 工程表は、広報はままつ2016年4月号に掲載。工程表の期間は、平成28年3月～平成32年1月。

## 《住民自治、行政サービスのあり方》

本年6月までは、12市町村合併から政令指定都市移行を経て現在に至る、「これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括」について議論を進めてきました。

現在は、検証・総括を踏まえ、将来における地域課題の解決など住民自治や行政サービスのあり方について、協議・検討を行っています。

### 【区制度検討に係る工程表（抜粋）】

項目	内容	平成28年度			
		4月	7月	10月	1月
<b>Step1</b> 住民自治、行政サービスのあり方	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 様々な角度から市の現状を客観的に判断できる資料を作成し、これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括。</li><li>▶ 検証・総括を踏まえ、今後の住民自治（地域課題の解決方法など）、行政サービスのあり方を協議検討。</li></ul>	これまでの検証・総括	今後のサービス等のあり方を協議検討の上、提示		

次の項目からは、6月に取りまとめた検証・総括の一部をご紹介します。

検証・総括の全文については、以下に掲載するアドレスから市公式ホームページにアクセスしていただくか、最寄りの区役所区振興課、協働センター、図書館の窓口にて配付する閲覧用冊子をご覧ください。

[これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括]

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/step1.html>



## 《これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括》

検証・総括の目的は、合併、政令指定都市移行を経て現在に至るまでの本市における行財政などの経営状況の推移と市民生活の変化を振り返ることで、本市の今後の行政サービス提供体制などを考える基礎とするものです。

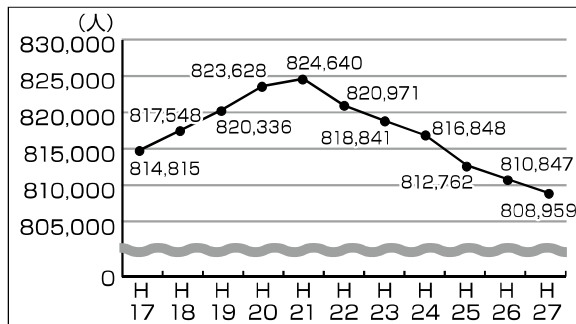
## 1 浜松市の沿革

### ◆合併から政令指定都市移行の経緯

年月日	内容
H15.9.29	天竜川・浜名湖地域合併協議会設置
H16.12.10	合併協定書調印
H17.7.1	新「浜松市」誕生
H19.4.1	政令指定都市移行

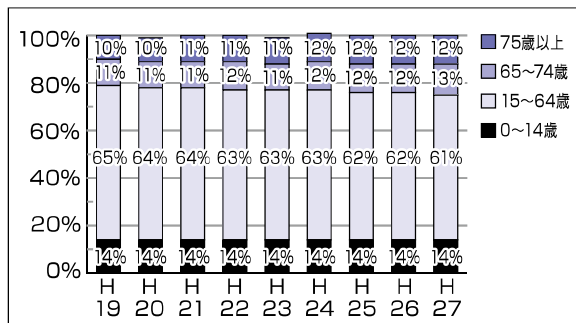
### ◆人口推移

▶平成21年度の824,640人をピークに、年々減少しています。



### ◆年齢階級別人口構成比推移

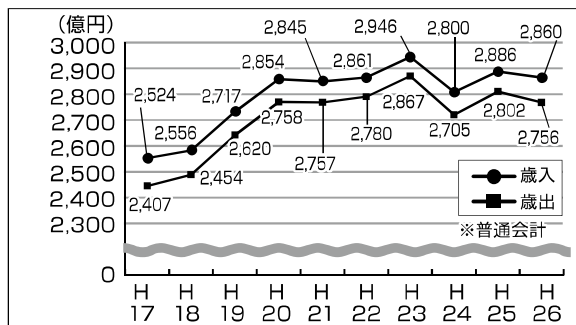
▶働く世代の人口が減少する一方で、高齢者の人口は増加の一途を辿っています。



## 2 浜松市の経営状況

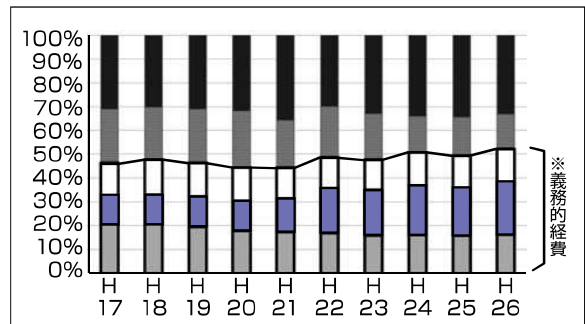
### ◆歳入・歳出の推移

▶政令指定都市移行後、歳入は約2,850億円、歳出は約2,750億円前後で推移しています。



### ◆歳出決算額の構成比の推移

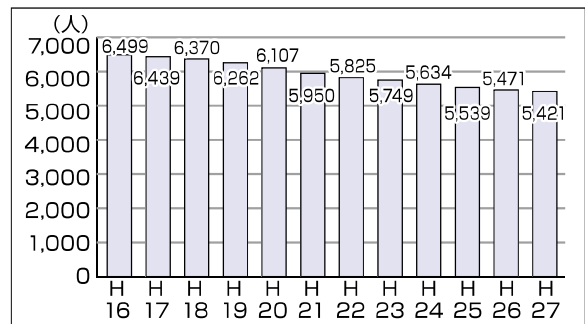
▶社会保障制度の拡充、高齢化の進展に伴う社会保障費などの急伸により扶助費が増加しています。



- その他経費：物件費(消耗品費等)や補助費(各種団体への助成金等)など
  - 投資的経費：道路や施設など、目に見えて残る社会資本を整備するための経費
  - 公債費：借金の返済金など
  - 扶助費：社会福祉費や生活保護費など
  - 人件費：職員の給料など
- ※義務的経費とは支出することが制度的に義務づけられている経費

### ◆職員数の推移

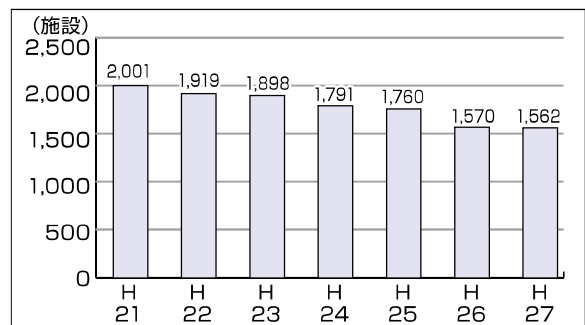
▶定員適正化計画に基づき、新たな行政需要に対応した職員配置を行いつつ、アウトソーシングの活用などにより適正化を図っています。



### ◆施設数の推移

▶公共施設再配置計画に基づき、効率的な公共施設の運営・管理と市民サービスの向上の両立に取り組んでいます。

※施設とは市役所や区役所、協働センターなどのいわゆるハコモノ資産を指す

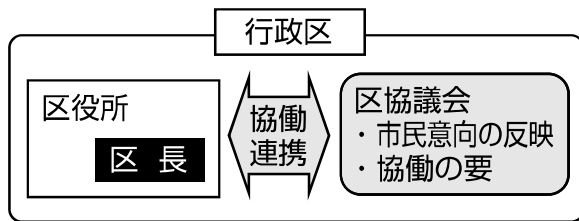


◆住民自治の仕組みについて

年月	内容
H17.7~ H19.3	旧12市町村を単位として地域自治区を設置
H19.4~ H24.3	各行政区に区協議会を設置 地域自治区は存続（一部廃止・新設）
H24.4~	地域自治区を廃止

〈区協議会の役割〉

- ①地域における市民協働の要
- ②諮問事項などに対して意見を述べる



◆区役所組織の考え方について

▶当初は「小さな市役所、大きな区役所」としてスタートし、その後サービスの効率化と最適化を目指して、次の基本方針などを踏まえて区役所組織の見直しを行ってきました。

年月	内容
H19.4	区役所設置
H21.12	「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」策定 ▶土木や税務などを本庁業務として集約
H23.11	「区出先機関再構築の基本方針」策定 ▶公民館とサービスセンターに地域づくりの機能を付加し、協働センターに再編

3 市民生活の変化

◆施設利用料が市内で統一され、居住地による料金格差が解消されました。

◇スポーツ施設（全57施設）

料金格差が解消された施設数 **11** 施設

施設例	域外住民料金 (域内住民料金との比較)
舞阪乙女園グラウンド	2倍→同額
引佐総合体育館	2倍→同額
三ヶ日運動場	約2.4倍→同額

◇文化センター等（全12施設）

料金格差が解消された施設数 **4** 施設

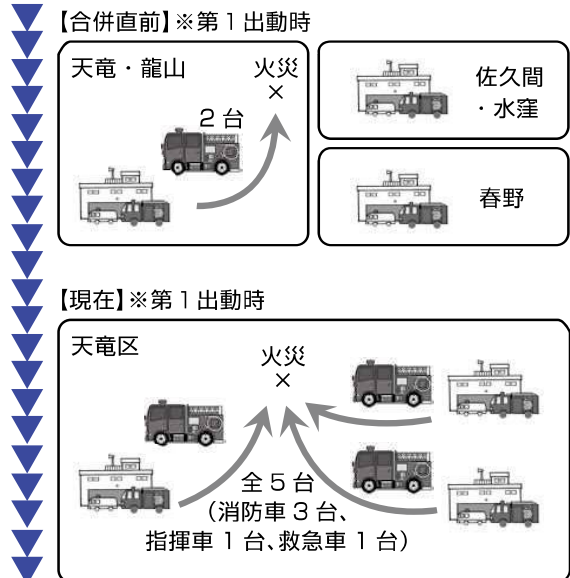
施設例	域外住民料金 (域内住民料金との比較)
浜北文化センター	5割増→同額
みをつくし文化センター	5割増→同額
佐久間歴史と民話の郷会館	2割増→同額

※域外住民…施設の存する旧市町村外に居住する住民  
※施設数は合併時点数値（現在廃止施設除く）

◆消防出動体制が充実し、地域の安全・安心が高まりました。

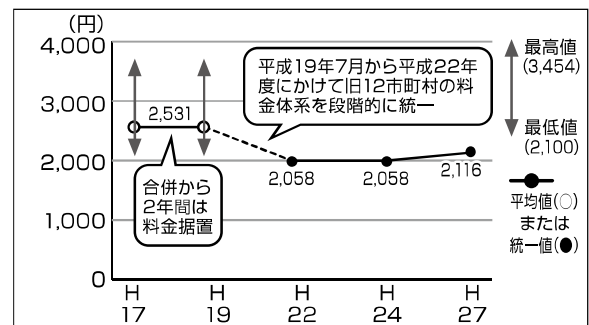
▶旧市町村の枠組みを超えた消防連携が可能になり、天竜区の出動体制が大幅に充実。

〈天竜区における建物火災常備消防出動体制〉



◆水道料金が市内で統一され低料金になりました。

▶合併から2年間は料金を据え置き、段階的に料金体系を統一。

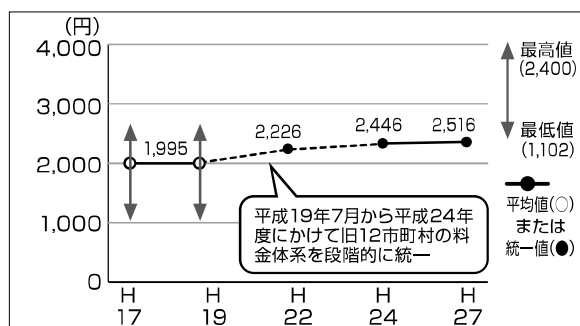


※水道料金（1か月）の推移

1か月に20㎡（メーター口径13mm）使用

◆下水道使用料金が市内で統一されました。

▶合併から2年間は使用料を据え置き、段階的に使用料体系を統一。



※下水道使用料（1か月）の推移 1か月に20m³使用

●合併から10年以上の時が流れ、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく特例措置なども終盤を迎えつつあり、合併による組織のスリム化、事業の見直しについて、更に取り組む必要があります。

●「今後の住民自治、行政サービスのあり方」の検討に際しては、「合併・政令市の検証」を踏まえ、持続可能な都市経営に向け、次の視点に留意し、現在の市民サービス提供体制などをゼロベースで見直します。



4 合併・政令市の検証に係る総括

- 12市町村合併、政令指定都市移行から現在に至るまで、リーマンショックや東日本大震災など、社会経済環境の変化や市民ニーズを踏まえ、行政サービスの維持・質の向上のため、地域特性に配慮した組織改正、事務事業の見直しなどを進め、現状に基づく最適化を図ってきました。
- 現在、30年後の理想の姿を描いた総合計画に基づく市政運営を進めています。理想の未来を実現するためには、これまでに経験したことがない人口急減・超高齢化に立ち向かわなければなりません。また、低迷する出生率、老朽化が進む膨大なインフラの維持・更新、拡大が続く社会保障費など、課題は山積しています。

考慮すべき社会環境など

- ◆急速な人口減少、超高齢化
- ◆社会保障費の拡大や道路・公共施設などの維持・更新費用
- ◆民間活力の導入などによる行政サービス担い手の変化
- ◆ICTの急速な進展、独り暮らし世帯の増加など社会環境の変化

- 住民自治と市民協働の推進
- 現在のサービス提供体制(業務体制)に捉われないゼロベースの見直し
- 持続可能な仕組みづくり - 市民満足と事務効率の均衡 -
- 将来の拠点ネットワーク型都市構造を視野に入れ、地域特性に配慮
- 社会環境の変化に合わせ、ICTなどを積極的に活用



ご意見をお寄せください!!



区役所サービスなど「区政のあり方」に関するご意見について、Fax 又は E-Mail にて下記お問い合わせ先までお寄せください。ご意見は、今後の区制度を検討する上での参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 浜松市企画調整部企画課  
Tel.053-457-2241 Fax.050-3730-1867  
E-mail : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市立地適正化計画の基本方針(案)について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方でまちづくりを進めるための「立地適正化計画制度」が創設された。</li> <li>・人口減少社会を見据え、総合計画で示すまちづくりの基本的な考え方“コンパクトでメリハリの効いたまちづくり”に基づき、拠点ネットワーク型都市構造の実現を目指すため、都市機能及び居住の立地の適正化を図る「立地適正化計画」を策定する。</li> <li>・本方針は立地適正化計画を策定する上での基本的な考え方を示すものである。</li> <li>・庁内11部25課からなる検討会により、学識経験者や市民代表、関係団体の意見聴取を実施しながら、基本方針(案)を策定した。</li> </ul>
対象の区協議会	全ての区協議会
内 容	<p>拠点ネットワーク型都市構造の実現に向け、これからのまちづくりの方針や都市の骨格構造の考え方、都市機能及び居住の誘導区域の設定方針等、本市の立地適正化計画の基本的な考え方を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 浜松市の現状と将来動向より抽出される課題</li> <li>3. 立地の適正化に関する基本的な方針</li> <li>4. 都市機能誘導に関する方針</li> <li>5. 居住誘導に関する方針</li> </ol>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	都市計画課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 浜松市立地適正化計画の基本方針（案）概要

## 1. はじめに

### (1) 立地適正化計画の制度化

都市を取り巻く社会経済情勢の変化の中、持続可能な都市経営等に取り組むためには都市構造全体の集約化が必要であることから、国は都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設。

### (2) 浜松市立地適正化計画策定に向けて

浜松市総合計画に掲げられる「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」の考え方に基づき、本市の都市計画マスタープランで示す将来都市構造の構築を推進し、市民の快適な暮らしを支えるために、立地適正化計画を策定します。

また、本計画の内容は、平成32年に策定予定の新・都市計画マスタープランへ反映させます。

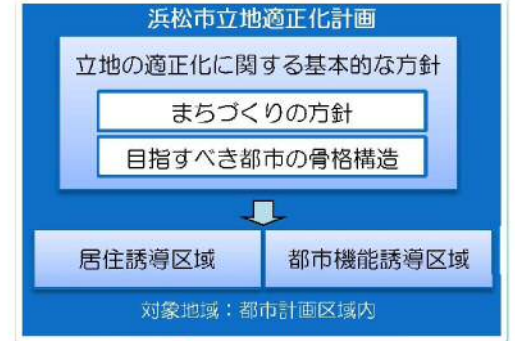


図 立地適正化計画の構成

## 2. 浜松市の現状と将来動向より抽出される課題

### 1 生活サービスや公共交通を維持し、安心して暮らしやすい市街地の形成

- 1) 市民の暮らしを支える公共交通や、医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスを維持するため、市街地の拡大の抑制と人口密度の維持が必要。
- 2) 市内には、災害の危険性の高い地域が存在するため、安全で安心して暮らせる居住地の確保が必要。
- 3) 高齢者が健康で歩きやすく安心できる暮らしの実現のため、身近な生活サービス・公共交通の維持が必要。
- 4) 将来的な世帯構成の変化等に伴う住宅需要の変化に対応することが必要。
- 5) 一般家庭から出る温室効果ガス排出量を削減するため、日常の交通手段の転換や人の日常的な移動距離の短縮、住宅の低炭素化など、地球環境に優しい暮らしの実現が必要。
- 6) 市内に複数ある飛び地の市街化区域は、地域特性に応じ、そのあり方について検討をしていくことが必要。

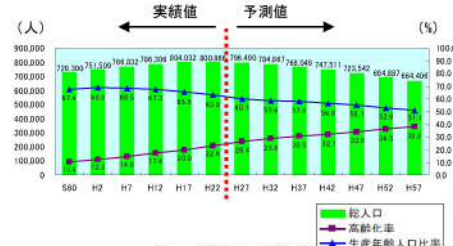


図 将来人口動向  
資料：国勢調査、浜松市将来人口推計

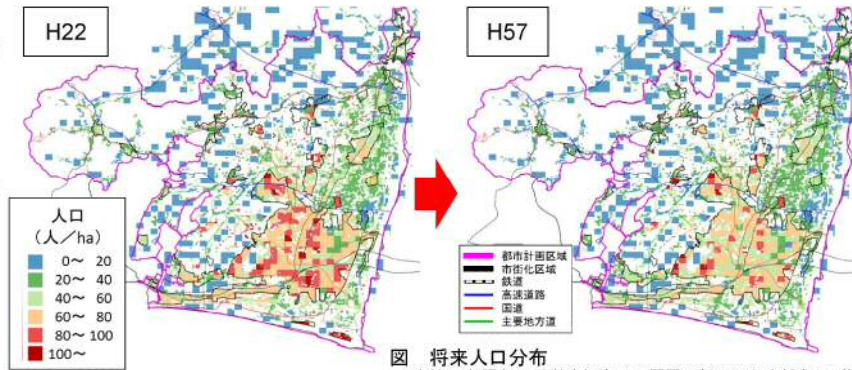


図 将来人口分布  
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、浜松市将来人口推計

### 3 長期将来の都市構造を見据えて、社会資本の効率的配置と活用を促進

- 1) 今後の人口規模に合わせた公共施設の統廃合や再配置、また、保有財産の利活用について、まちづくりと連携しながら更に進めることが必要。
- 2) 人口減少下においては、膨大なインフラの維持管理や整備について優先順位をつけ、実施していくことが必要。

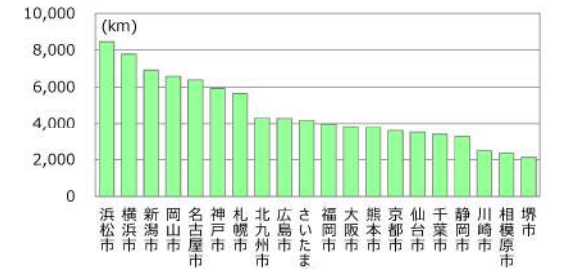


図 政令指定都市における道路実延長の比較  
資料：大都市比較統計年表(H25)

### 2 産業振興を支援するまちづくり

- 1) 工業の内陸部への立地に伴い想定される住宅需要に対応した居住地の確保が必要。
- 2) ものづくりのまちである本市では、市街化区域内でまとまった工業用地を確保し、職住近接を図ることが必要。
- 3) 良好な農地の保全を図るため、郊外地においては農業と工業とのバランスある土地利用が必要。

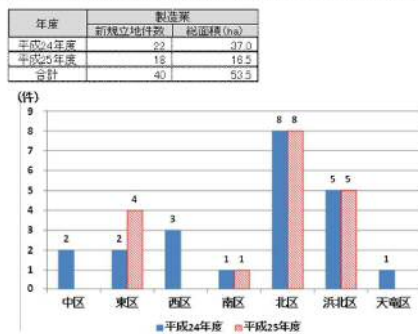


図 区別の製造業の立地状況  
資料：浜松市産業振興課

### 4 多様な世代が住まい、活動する、賑わいある都心の再生

- 1) 都心およびその周辺部で一定程度の人口の確保を図るため、高齢者だけでなく、若者がまちなかに住みたい・住み続けたい、と思える環境づくりが必要。
- 2) 様々な移動手段（公共交通、自動車、自転車、徒歩など）で都心へアクセスできる環境の整備や、都心へアクセスしやすい地域への居住促進が必要。様々な都市サービスを楽しむことができる賑わいのある都市空間を創出し、都心の再生を図ることが必要。
- 3) 都心で増加している空き地や空き家を有効活用したリノベーション等により、都心の更なる活性化を図ることが必要。

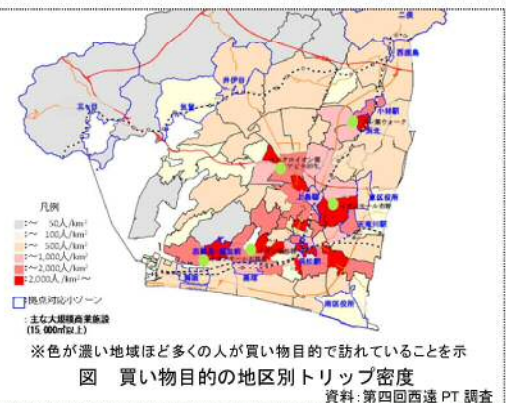


図 買い物目的の地区別トリップ密度  
資料：第四回西遠PT調査

### 3. 立地の適正化に関する基本的な方針

#### 1 まちづくりの方針

浜松市の課題に対応したまちづくりを進めるため、現行の都市計画マスタープランに示す都市計画の5つの基本理念に基づき、まちづくりの方針を示します。

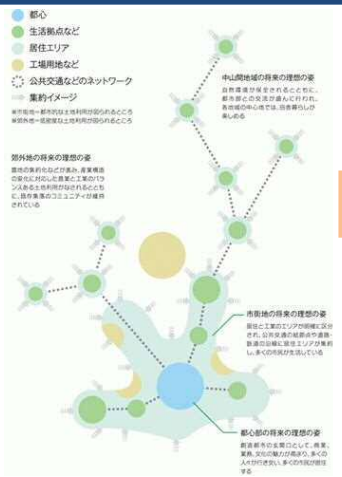
#### (1)まちづくりの理念

自然環境と共生した持続可能な都市の実現	都市活力の持続と向上	地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化	市民生活の質の向上	市民の参加・協働によるまちづくりの推進
---------------------	------------	------------------------	-----------	---------------------

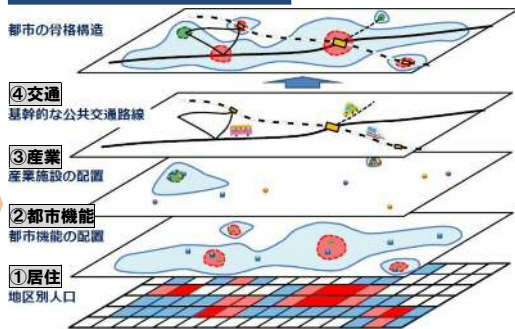
#### (2)まちづくりの基本的な考え方

浜松市総合計画において示す「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」に基づき、まちづくりの理念の実現を目指します。

#### コンパクトでメリハリの効いたまちづくり



#### 都市の骨格構造の構成イメージ



「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」を構成する4つの要素の立地の適正化に関する基本的な方針を示し、浜松市が目指すべき都市の骨格構造の指針とします。

#### 2 都市の骨格構造の指針

##### ①居住

生活サービスや公共交通の維持のため、一定の人口密度を確保できるような居住の集約を図る

##### ○居住の促進を図る地域

- 公共交通の利便性が高く、都市機能の集積した場所へのアクセスが容易な地区
  - 産業の集積動向等を踏まえ、既存の市街化区域の中で、働く場所に通勤しやすい地区
  - 災害リスクが低く、より安全な地域
  - 都心及びその周辺部
- 人口密度にメリハリをつけ、都市基盤整備の優先順位を明確化。市民生活の質の向上と行政コストの低減の両立を目指します。

##### ○それ以外の地域

- 郊外地のうち鉄道駅徒歩圏内で都市機能へのアクセス性が高い地域
- 地域活性化の視点から適切な土地利用を目指します。
- 上記以外の地域
- 原則、居住の立地を促進しません。既存ストックをいかにしながら地域特性に応じたゆとりある住環境を確保し、多様な暮らし方を支えます。

##### ②都市機能 拠点や居住地の利便性向上のため、都市機能の集約を図る

##### ○都市機能集積の促進を図る地域

- 都心
- 市内外から人を集める市の顔として、広域から人を集客する都市機能の集積を促進し、賑わいのある都心の再生を図ります。
- 居住の促進を図る地区
- 公共交通結節点等に都市サービス及び生活サービスの集積を促進し、魅力あるまちづくりを進めます。

##### ③産業

##### 産業振興、交通利便性や防災性の観点から、産業機能の適正な立地を支援し、計画的な秩序ある土地利用を図る

- 産業振興、交通利便性や防災性の観点から、産業の適正な立地を支援
- 市街地
  - まとまった産業用地と居住を促進する地域とを明確に区分し、メリハリの効いた土地利用を展開します。
  - 郊外地
  - 農業・工業のバランスある土地利用を展開します。

##### ④交通

##### 運行頻度の高い公共交通サービスの維持と、今後の居住、都市機能、産業立地を踏まえたネットワークの形成を図る

- 利便性が高い鉄道およびバス路線
- 沿線への居住誘導、交通結節点等への都市機能の集積により、公共交通サービスの維持を図ります。
- 新たに産業集積が進む内陸部の公共交通
- 居住地と勤務地との位置関係や物流交通の分布等に留意し、道路混雑の緩和や公共交通利用への転換を進め、産業活力活性化のための交通ネットワークを形成します。

### 4. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定方針

誘導する都市機能の種類と集積を図る地域（都市機能誘導区域）について以下に示します。

表 都市機能の種類と集積を図る地域

都市機能の種類	誘導施設の例	集積を図る地域
広域から人を集客する都市機能：市域全体や市内外からの集客が見込まれる施設	病院、大型商業施設、コンベンションセンター、市役所本庁舎など	都心及び副都心 ⇒ <b>広域都市機能誘導区域</b>
都市サービス：行政区内程度の範囲からの集客が見込まれる施設	区役所、文化センター、地域図書館など	公共交通結節点等 ⇒ <b>生活都市機能誘導区域</b>
生活サービス：中学校区程度の範囲からの集客が見込まれる生活に身近な施設	小中学校、診療所（内科・小児科）、通所型高齢者施設、保育園・幼稚園（民営）、スーパー、コンビニ、銀行、郵便局など	

※本表における誘導施設の例は都市機能を種類別に分類したものであり、浜松市の立地適正化計画における誘導施設を示すものではありません。

浜松市では都市機能の種類に応じて**広域**と**生活**の2種類の都市機能誘導区域を設定し、区域ごとに必要な誘導施設の誘導を目指します。また、**広域都市機能誘導区域は生活都市機能誘導区域を兼ねるものとします。**

### 5. 居住誘導区域の設定方針

3つの視点から長期的な居住地としての適正性を判断し、居住誘導区域を設定します。居住の誘導により人口密度にメリハリをつけ、都市基盤整備の優先順位を明確化し、市民生活の質の向上と行政コストの低減の両立を目指します。

表 居住誘導区域設定の視点と方針

視点	市の方針
1.生活利便性	サービスレベルの高い鉄道駅やバス停の徒歩圏内で、一定の都市機能の集積が見られる地域を居住誘導区域に設定します。
2.災害リスク	国の都市計画運用指針で示される災害リスクの高い地域は居住誘導区域に含めません。
3.新たな産業集積への対応	浜松市では、今後新東名高速道路の浜松 SA スマートインターチェンジの周辺地域（以下、都田地域とします。）へ新たな工業集積地を整備する予定です。工業集積により新たな居住ニーズの発生や交通需要の増大による交通環境の悪化が見込まれています。そこで、都田地域で新たに発生する居住ニーズに適切に対応し、働く場や都市拠点へのアクセス性が高い地域を居住誘導区域に設定します。

具体的な居住誘導区域はその他の条件から居住誘導区域に含めるべきでない判断される地域や、現況の地形地物等を考慮しながら設定します。

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議事項	<input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市循環まちバス「く・る・る」の運行見直しについて		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度より、中心市街地の来街・回遊性の向上、公共交通の利用促進を目的に循環まちバス「く・る・る」を運行してきた。</li> <li>各種調査の結果、「く・る・る」は所期の目的とする回遊導線としてではなく、特定の施設等への便利な移動手段として利用されている状況にある。</li> <li>平成27年度に浜松市循環まちバス運行事業評価会議を開催し、運行システムを見直すことを前提として事業継続が妥当との結論をいただいた。</li> <li>評価会議や各種調査結果等を踏まえ、利用率向上の努力を行った上で存廃の判断をすることとし、平成29年4月からルートや料金体系を変更した新運行システムによる運行を開始する。</li> </ul>		
対象の区協議会	中区協議会		
内 容	平成29年4月より、新運行システムでの運行を行う。		
	区分	変更前	変更後
	運行時間	東：9：18～17：18 西：9：28～17：28 南：9：30～17：00	北：9：15～16：45 南：9：30～17：00
	便数	東西：1日25便（20分間隔） 南：1日16便（30分間隔）	北南：1日16便 （30分間隔）
	所要時間	東西南：1周約30分	北南：1周約30分
	バス停	東：14箇所 西：18箇所 南：17箇所	北：15箇所 南：17箇所
	運賃	1乗車あたり 大人：100円 小人：50円	1乗車1日乗り放題 大人：200円 小人：100円
	※ルート案は別添の通り		
備 考 (答申・協議結果を得 たい時期、今後の予定 など)			
担当課	産業振興課		

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



# 循環まちバス「く・る・る」運行事業について

産業部 産業振興課

## 1. 事業概要

### (1) 事業主体及び運行形態

【実施主体】 浜松市

【運行主体】 遠州鉄道株式会社

【運行形態】 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業

### (2) 運行の目的

- ・ 中心市街地の来街、回遊性の向上
- ・ 交流人口の拡大（歴史的・文化的資源の活用）

### (3) 運行時間及び便数（平成28年4月1日現在）

経路	運行時間	便数	距離
西ループ	9:28～17:28（20分間隔）	1日25便	1周4.1km
東ループ	9:18～17:18（20分間隔）	1日25便	1周3.6km
南ループ	9:30～17:00（30分間隔）	1日16便	1周3.6km

### (4) 運賃

- ・ 1乗車 大人100円 小人50円
- ・ 1日乗車券 大人200円 小人100円（すべてのルートで使用可能）
- ・ 障害者割引（半額）、未就学児は有料客1名につき2人まで無料

### (5) これまでの経過

時期	内容
平成14年4月30日	遠州鉄道㈱と浜松市循環まちバス運行に関する協定書を締結（10年間）
平成14年5月11日	西ループ運行開始
平成14年6月1日	東ループ運行開始
平成19年4月1日	南ループ運行開始、東・西ループのルート変更
平成24年4月1日	遠州鉄道㈱と浜松市循環まちバス運行に関する協定書を締結（3年間）
平成24年10月1日	運行時間の変更、東・西ループのルート変更
平成27年4月1日	遠州鉄道㈱と浜松市循環まちバス運行に関する協定書を締結（1年間）
平成28年3月15日	遠州鉄道㈱と平成28年度浜松市循環まちバス運行業務委託を締結（1年間）

## 2. 利用実績（利用者数と補助金額）

- ・平成27年度年間利用者数：約18万人 前年度比：約3千人増
- ・1便あたり乗車人数 西ルート：6.2人、東ルート：7.8人、南ルート：9.0人

表1 利用者数及び補助金額の推移

年度	利用者数（人）				補助額		
	西ルート	東ルート	南ルート	合計	1便あたり	総額(千円)	1人あたり
H14	83,696	71,856	—	155,552	7.1	33,000	212
H15	108,449	105,493	—	213,942	8.4	33,000	154
H16	114,682	114,287	—	228,969	9.0	33,000	144
H17	116,675	118,835	—	235,510	9.2	33,000	140
H18	116,340	122,382	—	238,722	9.3	33,000	138
H19	116,782	124,582	56,100	297,464	9.3	48,000	161
H20	117,018	126,119	66,204	309,341	9.6	48,000	155
H21	119,024	123,625	66,797	309,446	9.6	48,000	155
H22	118,503	122,197	63,938	304,638	9.4	46,000	151
H23	113,332	118,650	64,274	296,256	9.2	46,000	155
H24	87,060	96,220	54,750	238,030	8.3	40,500	170
H25	60,602	74,287	50,276	185,165	7.6	35,000	189
H26	55,877	70,503	50,572	176,952	7.4	35,000	197
H27	56,397	70,854	52,798	180,049	7.5	33,500	186

## 3. OD調査結果（H27実績）

調査期間：H27.11.25～12.24（平日21日、休日9日）

表2 利用頻度の高い区間

区分		1位	2位	3位
東ルート	平日	浜松駅 → 遠州病院	遠州病院 → 浜松駅	浜松駅 → 文芸大
	休日	浜松駅 → 遠州病院	浜松駅 → 文芸大	遠州病院 → 浜松駅
	合計	浜松駅 → 遠州病院	遠州病院 → 浜松駅	浜松駅 → 文芸大
西ルート	平日	浜松駅 → 東照宮入口	浜松駅 → 中央図書館	浜松駅 → 浜松城・市役所
	休日	浜松駅 → 中央図書館	中央図書館 → 浜松駅	浜松駅 → 東照宮入口
	合計	浜松駅 → 中央図書館	浜松駅 → 東照宮入口	浜松駅 → 浜松城・市役所
南ルート	平日	浜松駅 → ハローワーク北	浜松駅 → 南部協働センター南	浜松駅 → 海老塚郵便局前
	休日	浜松駅 → 南部協働センター南	浜松駅 → 竜禅寺町	浜松駅 → ハローワーク北
	合計	浜松駅 → ハローワーク北	浜松駅 → 南部協働センター南	浜松駅 → 海老塚郵便局前

■ 浜松駅がハブとなり、駅から離れた病院及び公共施設への来訪に利用されている。

#### 4. 平成 27 年度循環まちバス運行事業評価会議

##### (1) 評価会議の目的

現状だけでなく将来を見据えた上で、中心市街地活性化における循環まちバスの役割を評価し、運行事業継続の必要性について検証する。

##### (2) 開催日程

平成 27 年 7 月 6 日～平成 27 年 9 月 14 日 計 3 回開催

##### (3) 委員

学識経験者、浜松商工会議所、浜松観光コンベンションビューロー、中部運輸局、静岡県警、関係自治会等 11 名で構成

##### (4) 検討結果

<最終的な評価会議として結論>

◆ **運行システムを見直すことを前提として事業の継続が妥当**

<付帯意見>

■ 都心交通の一環としてまちバスの運行は必要だが、現行の運行システムには問題がある。利用者数が年々減少しているのは、市民にとって利用しにくいものだからである。利用者の利便性向上を徹底的に追及し、運行ルートや運行時間などを抜本的に見直して利用率向上を図ることを事業継続の付帯条件とする。

#### 5. 市民アンケート結果

##### (1) 調査概要

###### ア 調査目的

浜松市民の中心市街地来街動向と浜松市循環まちバス「く・る・る」の利用状況を把握し、今後の方向性を検討する資料にするためアンケート調査を実施

###### イ 調査実施概要

【調査対象】 住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の満 20 歳以上の男女 7,800 人

【調査方法】 調査票を郵送。後日郵送にて回収。

【調査日】 平成 28 年 1 月 21 日～2 月 4 日

【有効回答数】 3,509 件（有効回答率 45.0%）

##### (2) 回答結果

###### ア 年齢別

年齢別	割合
20～39 歳	17.2%
40～59 歳	28.0%
60～74 歳	29.3%
75 歳以上	18.1%

###### イ 居住地

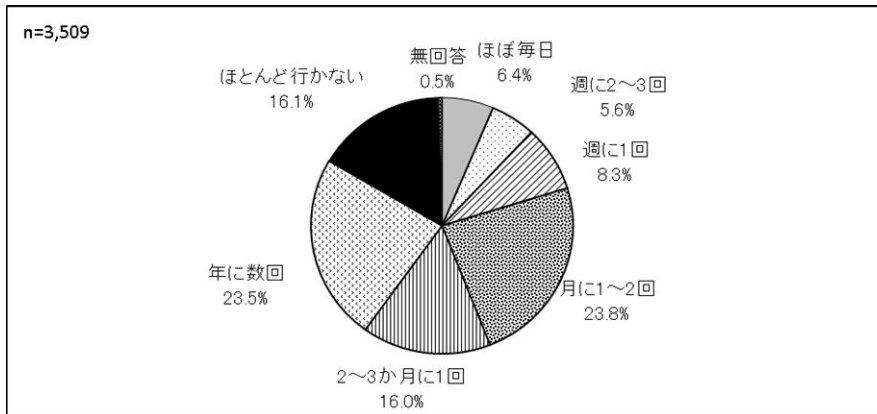
居住地	割合
中区	27.1%
東区	15.0%
西区	12.3%
南区	11.5%
北区	11.0%
浜北区	11.8%
天竜区	3.8%

###### <くくる沿線地域居住>

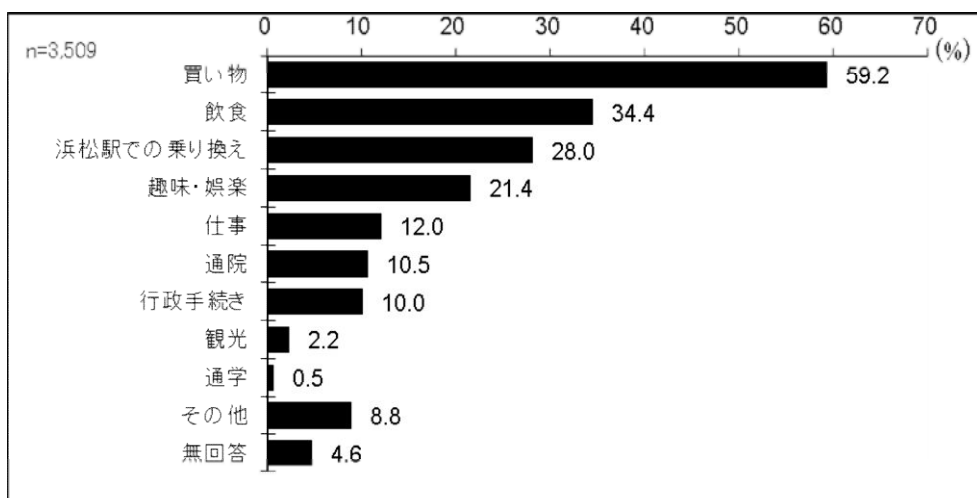
居住地	割合
沿線地域	16.1%
その他	82.3%

※中区居住のうち

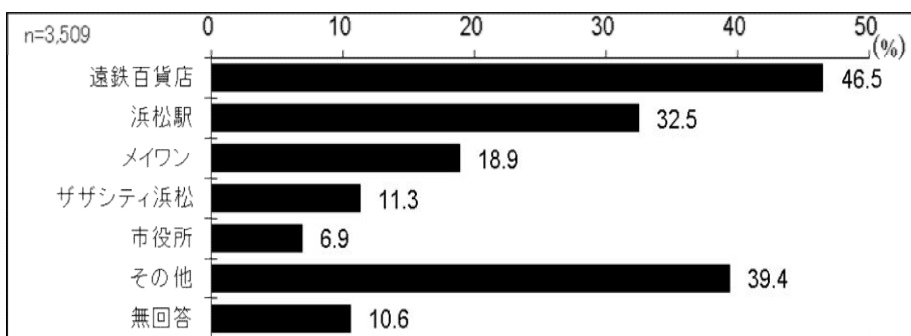
ウ 中心市街地へ出かける頻度



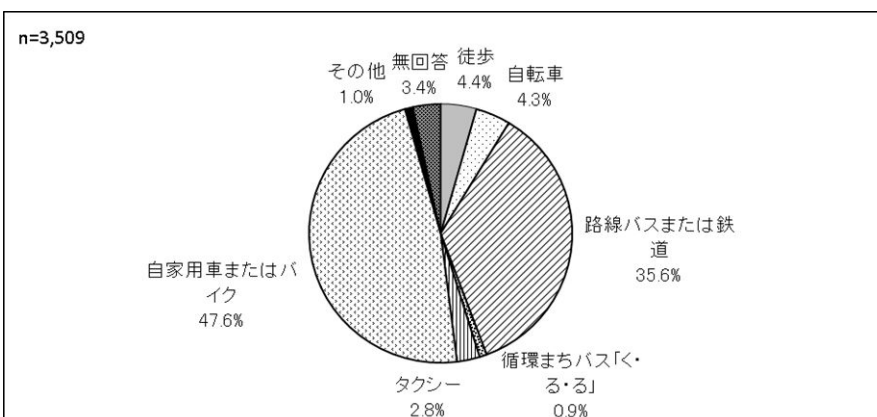
エ 中心市街地に出かける目的 (複数回答)



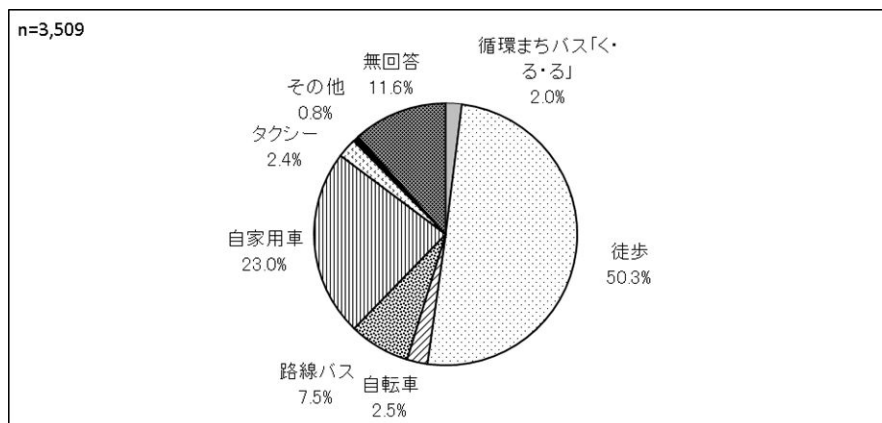
オ 中心市街地に出かける時の主な目的地 (複数回答)



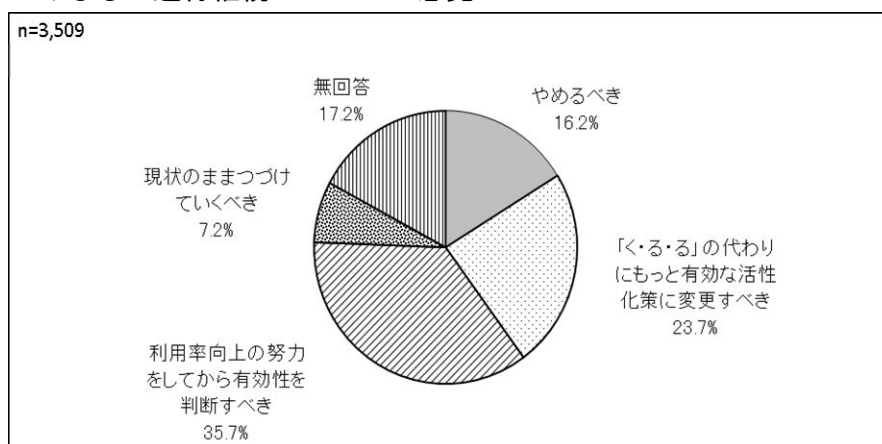
カ 中心市街地へ出かける時の主な交通手段



## キ 中心市街地内を移動するときの交通手段



## ク くるるの運行継続についての意見



## 6. 利用者アンケート結果

### (1) 調査概要

#### ア 調査目的

浜松市循環まちバス「く・る・る」利用者の利用状況を把握し、今後の方向性を検討する資料にするためアンケート調査を実施

#### イ 調査実施概要

【調査対象】 浜松市循環まちバス「く・る・る」利用者  
各ループ平日 100 名、休日 100 名に調査票を配布（合計 600 名）

【調査方法】 乗車時に調査票を配布。後日郵送にて回収。

【調査日】 平日 平成 28 年 1 月 25 日（月）、1 月 28 日（木）  
休日 平成 28 年 1 月 23 日（土）、1 月 31 日（日）

【有効回答数】 314 件（有効回答率 52.3%）

### (2) 回答結果

#### ア 年齢別

年齢別	東ループ	西ループ	南ループ	合計
39 歳以下	15.0%	12.3%	12.9%	13.1%
40～59 歳	17.5%	31.5%	22.9%	21.1%
60～74 歳	31.3%	27.4%	25.7%	29.5%
75 歳以上	36.3%	28.8%	38.6%	36.3%

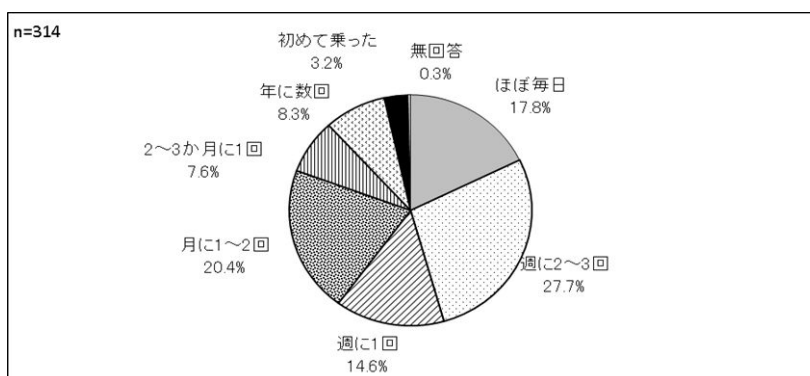
イ 居住地 ※利用上位居住地

居住地	東ループ	西ループ	南ループ	合計
中区	57.5%	72.0%	87.3%	71.3%
南区	12.5%	9.3%	4.2%	9.2%
西区	6.3%	5.3%	5.6%	5.8%
東区	7.5%	4.0%	1.4%	3.8%
その他	16.3%	9.3%	1.4%	10.1%

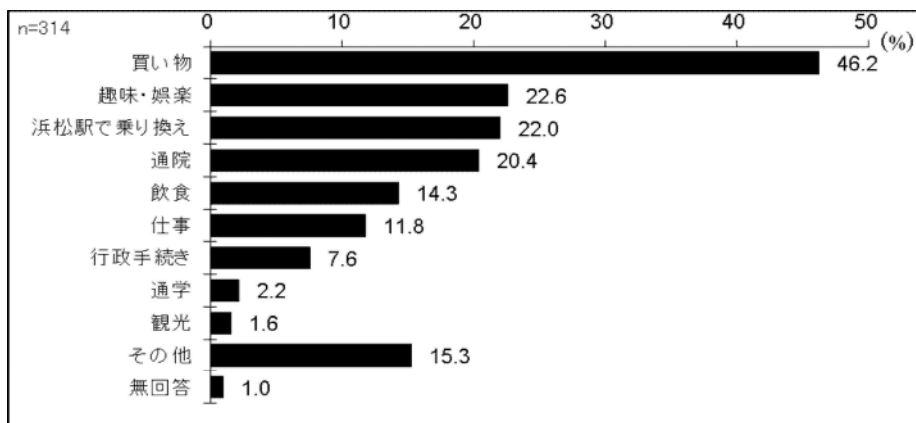
＜くるる沿線地域居住＞

	東ループ	西ループ	南ループ	合計
沿線地域	33.8%	37.3%	70.4%	47.5%
その他	66.3%	62.7%	29.6%	52.5%

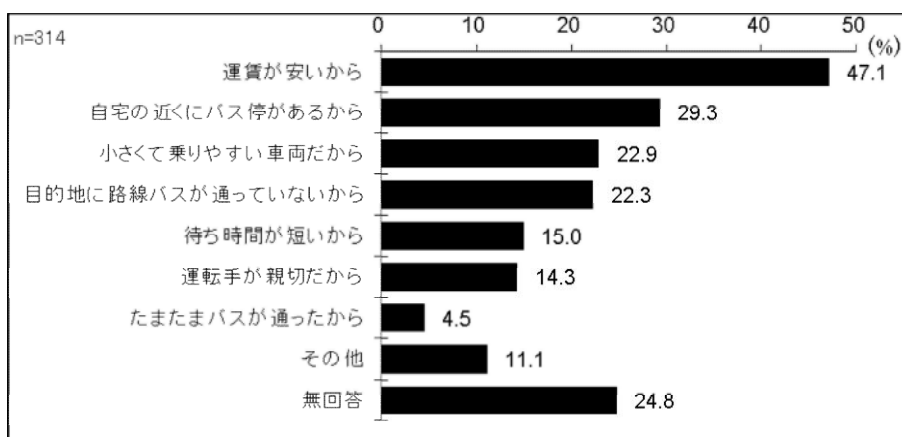
ウ くるるに乗る頻度



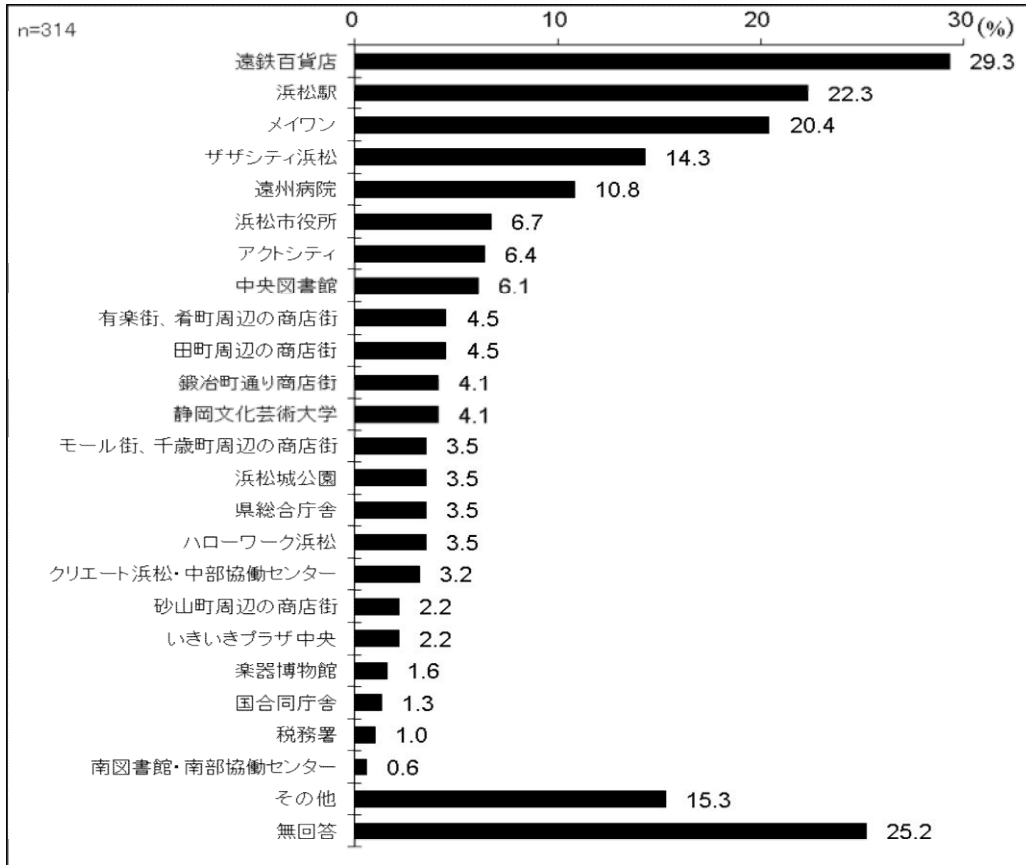
エ 乗車目的 (複数回答)



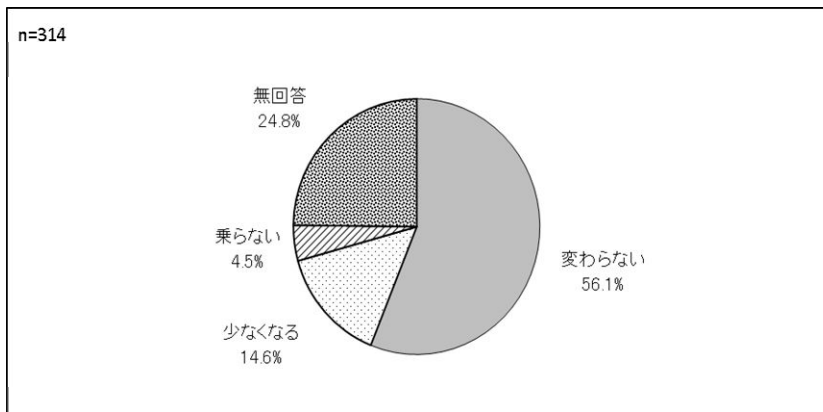
オ 乗車理由 (複数回答)



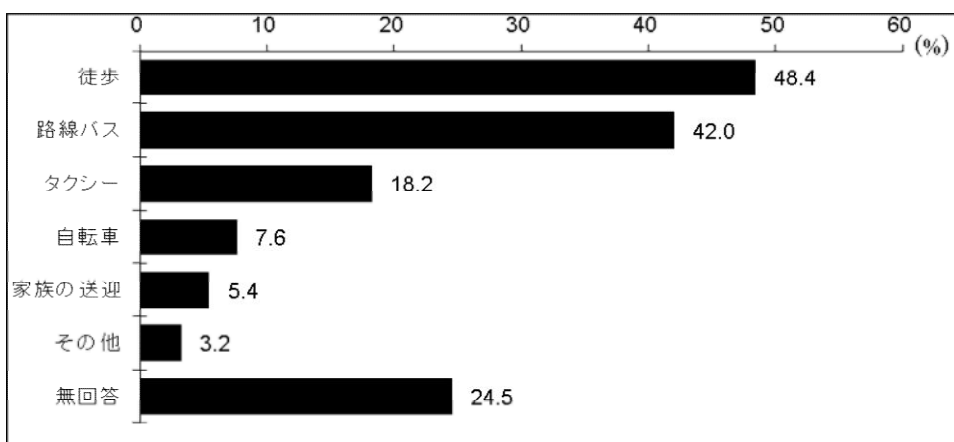
カ 目的地（複数回答）



キ くるる値上げの場合の対応



ク くるるがない場合の交通手段（複数回答）



## 7. 各種調査結果の分析

- 高齢者の利用が高く、中区居住者の利用率が高い。また、南ルートにおいてはくるる沿線地域居住者の利用率が圧倒的に高く、生活の足として定着している。
- 東西ルートは、主に浜松駅から遠州病院や中央図書館等の駅から遠方にある特定の施設への移動手段として、また、田町中央通りやかじ町通り・ヤマハ浜松店等へ降車し中心市街地で買い物をする客に利用されている。
- 南ルートは、主に浜松駅からハローワークや南部協働センター等の駅から遠方にある特定の施設への移動手段として、また、中央柳通りや千歳町へ降車し中心市街地で買い物をする利用客に利用されている。
- 中心市街地への来街目的は、買い物や浜松駅での乗り換え等が主な目的となっている。
- 遠州病院は病院敷地内にバス停があること、中央図書館前は坂の上にバス停があること、また、南ルートはバス路線が通っていない場所にバス停があるなど、通常の路線バスより利便性の高いバス停への利用率が高くなっていると推察される。
- 東西ルートの利用者については、路線バスより運賃が安く、便利なバス停として利用するために乗車していること、南ルートについては、路線バスが通行していない地域における生活の足として利用されていることなどが想定される。
- ◆ **くるるが所期の目的とする回遊導線としてではなく、特定の施設等への便利な移動手段として利用されている**

## 8. 今後の方向性（市としての考え方）

- 評価会議や各種調査結果等を踏まえ、利用率向上の努力を行った上で存廃の判断をする
- 当面の方向として、平成 29 年 4 月から運行システム及び料金体系を変更し、平成 30 年度末まで（2 年間）引き続いての運行とする
- 併せて、事業の評価基準となる目標指標を設定する

### <評価基準（目標指標）>

- ◆ **目標乗車人員「年間の 1 便あたり利用人数=10 人」**

## 9. 新運行システム（案）

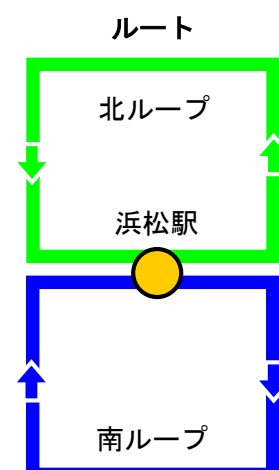
乗降の比較的多いバス停を活かしつつ、東西ルートを統合し、「北ルート」として再編することで利便性を維持しつつ経費削減を図る（南ルートは現行ルートを維持）。

ルート等	
運行時間	北：9：15 ～ 16：45 南：9：30 ～ 17：00
便数	北南：1 日 16 便（30 分間隔）
所要時間	北南：1 周約 30 分
バス停	北：15 箇所 南：17 箇所

※廃止バス停：馬込町・連尺

※ルート詳細は別紙 2・3 を参照

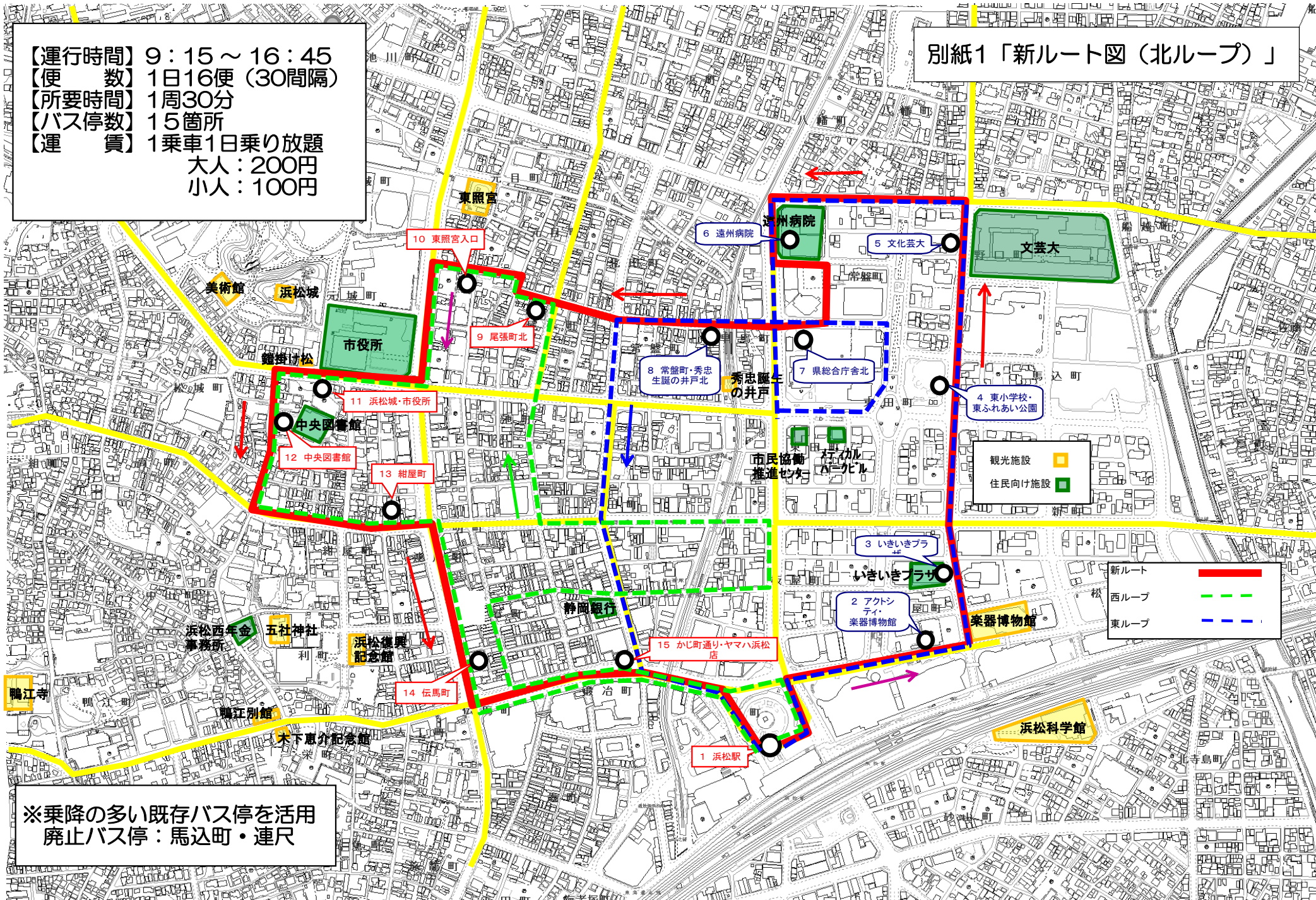
運賃
1 乗車 1 日乗り放題 大人：200 円 小人：100 円





別紙1「新ルート図（北ループ）」

【運行時間】 9:15 ~ 16:45  
 【便数】 1日16便 (30間隔)  
 【所要時間】 1周30分  
 【バス停数】 15箇所  
 【運賃】 1乗車1日乗り放題  
 大人: 200円  
 小人: 100円



※乗降の多い既存バス停を活用  
 廃止バス停：馬込町・連尺

## 別紙2「ルート図（南ループ）」

【運行時間】 9:30 ~ 17:00  
【便数】 1日16便 (30間隔)  
【所要時間】 1周30分  
【バス停数】 17箇所  
【運賃】 1乗車1日乗り放題  
大人: 200円  
小人: 100円

